

廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業

募集要項

平成20年6月

広島県 廿日市市

目 次

第 1	募集要項の位置付け	1
第 2	事業の概要	1
1	事業内容に関する事項	1
第 3	応募に関する条件等	9
1	応募者等が備えるべき参加資格要件	9
2	応募に関する留意事項	14
第 4	民間事業者の選定に関する事項	16
1	民間事業者の選定	16
2	契約手続等	17
3	その他	18
第 5	募集スケジュール	19
1	募集等の日程	19
2	募集手続等	19
第 6	提出書類	26
1	参加資格確認申請時の提出書類（正 1 部、副 1 部）	26
2	応募辞退・構成員等変更時の提出書類（ 1 部）	26
3	提案書類	26
第 7	提出書類作成要領	29
1	一般的事項	29
2	資格確認書類	29
3	一次提案用提案書	29
4	一次提案用図面	29
5	提案書等	30
6	二次提案用提案書	30
7	二次提案用図面	31
第 8	その他の事項	32
1	法制上等の措置等に関する事項	32
2	募集等の実施に関する問い合わせ先	32

第1 募集要項の位置付け

この募集要項は、廿日市市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「民間事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「公募」という。）により募集及び選定するにあたり、応募者に対し交付するものである。

なお、併せて次の資料も公表するが、これらは、この募集要項と一体のものであり、今後、市及び応募者は、この募集要項（本体）及び次の資料（以下「募集要項等」という。）の内容を前提として、応募手続を進めることとする。

- ・事業契約書（案）
- ・基本協定書（案）
- ・要求水準書
- ・運営計画書
- ・優先交渉権者選定基準
- ・様式集
- ・資料集

また、募集要項等と「廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業 実施方針」（平成20年4月1日公表。以下「実施方針」という。）、「実施方針に関する質問への回答」（平成20年5月7日公表）に相違のある場合は、募集要項等の内容を優先する。

募集要項等に記載のない事項については、実施方針、実施方針に関する質問への回答及び募集要項等に関する質問への回答による。

本募集要項に記載されている用語は、特に定めがある場合を除き、事業契約書（案）によるものとする。

第2 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

廿日市市新宮島水族館（仮称）整備事業

(2) 事業に供される公共施設の種類（資料集「資料1 施設位置図」参照）

ア 廿日市市新宮島水族館（仮称）（以下「新水族館」という。）

イ 宮島口駐車場（以下「駐車場」という。）

(3) 公共施設の管理者の名称

廿日市市長 眞野 勝弘

(4) 事業目的

宮島水族館は、昭和34年に県立水族館（水産資源研究所）としてスタートし、昭和42年に旧宮島町に移管された。昭和56年に大規模な改修を行い、現在の規模で再スタートして以来、27年が経過しているが、広島県で唯一の水族館として、また、水生生物の学習の拠点として、さらには、宮島の西の観光拠点施設として、その役割を担ってきた。

しかし、社会情勢の変化やレジャー志向の多様化、さらには、施設の老朽化、耐震性の確保、バリアフリー化の欠如などの課題を抱える中で、社会ニーズに呼応した新たな水族館の整備が必要であるとの結論に達した。

「宮島」の価値は、太古から「神の島」としてあがめられてきた原点である自然と、そこに暮らした先人が創り上げた歴史と文化である。その「自然・文化・歴史」にふれることで、宮島を訪れた人々は日常の喧噪から解放され、心がいやされる。宮島は、島全体が「いやしとふれあいの空間」となっている。

その宮島にあって新水族館は、宮島・瀬戸内海とその周辺を中心に、「水」をテーマとして、水族館を訪れる人々に、水生生物とのふれあいなどを通して感動とやすらぎを提供するとともに、文化、教育活動の場としての役割を担うものである。

また、国際観光地「宮島」の新たな顔として、集客力と収益性の向上を図り、市全域の観光振興と地域経済の活性化に寄与する施設であることも期待される。

そのため、本事業を実施するにあたっては、「いやし」と「ふれあい」をコンセプトとして民間事業者のノウハウを活用することにより、新水族館の効率的な整備・維持管理を図り、「文化・教育活動の場としての水族館」と「観光振興と地域経済へ貢献する水族館」を具現化しようとするものである。

(5) 施設の概要

ア 新水族館

(ア) 位置：広島県廿日市市宮島町 10-3（資料集「資料1 施設位置図」参照）

(イ) 規模：次表のとおり。（資料集「資料2 現水族館の概要」参照）

区 分	現水族館（解体する施設）	新水族館（建設する施設）
敷地面積	6,823.06㎡	7,218.27㎡
延床面積	本館 3,334㎡ 1階：2,130㎡ 2階：1,204㎡ 観覧プール 約800㎡	5,000㎡～5,500㎡ (観覧プールを含む)
構 造	鉄筋コンクリート造・杭基礎	-
階 数	地上2階	-
飼育生物数	約350種 約13,000点	現水族館以上
管理水量	1,837t	現水族館以上

イ 駐車場

(ア) 位置：広島県廿日市市宮島口 2615-2～9 (資料集「資料1 施設位置図」参照)

(イ) 規模：次表のとおり。(資料集「資料3 駐車場の概要」参照)

区 分	規 模
駐車場	5,576.35㎡
事務所	13.68㎡(駐車場面積の内数)
料金所	4.82㎡(駐車場面積の内数)
公衆便所・休憩所	65.48㎡(駐車場面積の内数)
構 造	アスファルト舗装

(6) 事業用地等に関する事項

民間事業者は、新水族館及び駐車場の事業用地及び施設の一部について、事業期間中無償で使用することができる。

ただし、民間事業者が駐車場における付帯事業を実施する場合、市は、廿日市市行政財産の使用料に関する条例に基づいて算定された額を使用料として徴収する。

(7) 新水族館の運営方針

市は、「(4) 事業目的」に示した事業目的を達成するため、「(5) 施設の概要」に示した施設を対象として、次のとおり「基本理念」や「めざす理想的な姿」等を定める。市は、民間事業者に対し、これに基づき、宮島らしい水族館の実現が図れるよう提案を求めるものである。

ア 基本理念(コンセプト)

「いやし」と「ふれあい」

宮島は、島全体が「自然・文化・歴史」を基調とした「いやしとふれあいの空間」である。その中にある水族館として、その役割を担うものである。

本事業に取り組むすべての組織及び関係者が持つべき共通の価値観である。

イ 新水族館がめざす理想的な姿

『顧客満足度ナンバーワンの水族館』

世界遺産の島、宮島ならではの「水」「文化」「自然」などをテーマとして、水族館を訪れる人々に水生生物等とのふれあいを通して、感動や共感、やすらぎを提供しようとするもので、どこの水族館よりも「いやしとふれあい」の体感度(満足度)の高い水族館をめ

ざそうとするものである。

ウ 「新水族館」の運営方針

魅力的で、**楽**しくて、また**来**たくなる、他に**類**を見ない水族館 『**魅** ^{みらくる} **楽** **来** **類** な水族館』

もう一度行きたくなる「体感の水族館」

訪れる人々が宮島水族館ならではの『**魅**』力を体感することで、多くのリピーターが『**来**』る施設とする。

いつも新しい発見ができる「学びの水族館」

訪れるたびに何か新しい発見と体験があり、訪れる人々に学びを通して『**楽**』しみを提供する施設とする。

美しい自然と共生する「独自性のある水族館」

「瀬戸内に浮かぶ島」、「世界遺産を有する島」にある水族館として、宮島の美しい自然と豊かな文化・歴史と共生した個性的で独自性にあふれた、他に『**類**』を見ない施設とする。

暖かく出迎えてくれる「ぬくもりの水族館」

国内はもとより、世界各地から宮島（水族館）を訪れる観光客（来館者）に「おもてなしの心」をもって接し（ふれあい）、宮島（水族館）を訪れた人々に、ぬくもりと『**楽**』しさを提供する施設とする。

新たな活力を創出する「集いの水族館」

宮島の観光に新たな活力と『**魅**』力を創出し、その魅力を世界にアピールして、人々が集い交流する施設とする。

（８）事業の範囲

本事業の事業範囲は、次のとおりとする。ただし、「キ 付帯事業」は、民間事業者がその実施について提案した場合に限る。

なお、各業務の具体的な内容は要求水準書に示す。

ア 新水族館設計業務

（ア）事前調査業務

（イ）施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及び関連業務

（ウ）許認可取得に係る申請書類作成及び関連業務（注１）

イ 新水族館建設業務

（ア）施設整備に係る建設工事及び関連業務（工事監理業務と兼ねることはできない。）

- (イ) 水槽等展示設備の設置工事及び関連業務
- (ウ) 施設整備に係る備品の調達及び関連業務
- (エ) 建築確認等の手続き及び関連業務
- (オ) 現水族館解体工事及び関連業務
- (カ) 施設整備に係る環境対策業務（近隣対応・周辺対策等）

ウ 新水族館工事監理業務

- (ア) 施設整備に係る建設工事及び関連業務の施工監理業務（建設業務と兼ねることはできない。）

エ 新水族館完成後の所有権移転業務

オ 施設維持管理業務

- (ア) 新水族館の維持管理業務
 - a 建築物の保守管理業務
 - b 建築設備の保守管理業務
 - c 飼育・展示設備の監視及び保守管理業務
 - d 備品の保守管理業務
 - e 植栽及び外構の保守管理業務
 - f 環境衛生管理業務
 - g 警備業務
 - h 清掃業務
 - i 施設内工作物の保守管理業務
 - j 施設の大規模改修に関する計画策定業務^(注2)
- (イ) 駐車場の維持管理業務
 - a 建築物の保守管理業務
 - b 場内の保守管理業務
 - c 警備業務
 - d 清掃業務

カ 駐車場運営業務

- (ア) 使用料の徴収に関する業務
- (イ) 大型車両の受入れに関する業務
- (ウ) 環境対策業務（近隣対応・周辺対策等）

キ 付帯事業

駐車場における自動販売機の設置及び管理運営業務

注1：許認可取得に関する業務

本事業で取得すべき許認可は、建築基準法に定めるものの外、自然公園法、文化財保護法、都市

計画法に基づく許認可が必要であることから、これら3つの許認可取得に関する事前協議及び申請事務は、市において実施する。ただし、この申請に必要な資料等の作成は、民間事業者において行うものとする。なお、関係機関との協議には、民間事業者も同席することを基本とする。

注2：施設の大規模改修に関する計画策定業務

事業期間中に、新水族館の施設・設備の老朽化による施設・設備等の改修（以下「大規模改修」という。）が必要となった場合には、事業目的、新水族館整備の方針に即した機能の確保の方策、施設の配置、規模等について市と協議の上、民間事業者が大規模改修計画を提案するものとする。

また、民間事業者は、事業期間終了の1年前に施設・設備等の点検を行い、事業期間終了後10年間継続して使用可能な施設水準を保つために必要な大規模改修計画を提案すること。

なお、これらの提案に基づく大規模改修は、別事業で市がこれを行う。

(9) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、民間事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市が行う完了確認後に市に所有権を移転し、その上で事業期間中の維持管理・運営業務を実施するBOT (Build・Transfer・Operate) 方式により事業を行う。

(10) 民間事業者の収入

民間事業者の収入は、次のとおりである。

なお、詳細については、事業契約書（案）で提示する。

ア 民間事業者の収入

(ア) 市は、「(8) 事業の範囲」に示す業務（「(8) - キ」記載の付帯事業を除く。）を行うことに対する対価（以下「サービス対価」という。）を民間事業者に支払う。

(イ) 市は、「新水族館の設計及び建設に関する業務」等に要する費用を新水族館の所有権移転後に一括して支払う。また、「新水族館及び駐車場の維持管理業務及び運営業務」に要する費用は、維持管理・運営期間中に分割して支払う。

(ウ) 「(8) - キ」記載の付帯事業に関する収入は、民間事業者の収入とする。

イ サービス対価の支払い

(ア) サービス対価の構成

サービス対価は、以下の3項目に区分される。

- a 「新水族館の設計及び建設に関する業務」等に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価」という。）
- b 「新水族館の維持管理業務」に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価」という。）
- c 「駐車場の維持管理及び運営業務」に対して支払うサービス対価（以下「サービス対価」という。）

なお、サービス対価に含まれる主な費用項目は、次のとおりである。

区分	業務内容等	構成される費用の内容	備考
新水族館の設計及び建設に関する業務等の対価 (サービス対価)	設計に関する業務 建設に関する業務 工事監理に関する業務 施設の所有権移転に関する業務	事前調査費 設計費 解体工事費 建築工事費 設備工事費 備品調達費 外構工事費 工事監理費 各種申請等に要する費用 アドバイザー委託費 建中金利 保険費 SPC 設立費	目安額 (消費税込) 4,047百万円
新水族館の維持管理業務の対価 (サービス対価)	新水族館に関する業務	各種保守管理費 各種運転監視費 環境衛生管理・警備・清掃費 SPC 運営費 その他必要な費用	目安額 (消費税込) 1,019百万円
駐車場の維持管理及び運営業務の対価 (サービス対価)	駐車場に関する業務	駐車場保守管理・警備・清掃費 駐車場運営費 その他必要な費用	
サービス対価の予算額の合計			5,066百万円

上記の予算額は、市が自ら実施した場合を前提とし、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を見込み算出。
備考欄の目安額は、予算額の内訳として市が想定したものであり、それぞれのサービス対価の上限金額を示したものではない。

(イ) サービス対価の支払額及び時期

市はサービス対価の種類に応じて支払い時期を設定し、事業期間を通して民間事業者
にサービス対価を支払うものとする。

なお、サービス対価 及びサービス対価 は、新水族館の供用開始後から事業期間終了
時までの間、各年度におけるサービス対価を年4回に分けて支払うものとする。その
詳細は、事業契約書(案)によるものとする。

(ウ) サービス対価の減額措置

市は本事業の実施に関するモニタリングを行い、要求水準書に規定する水準を満たす
サービスが提供されていない場合、又は、民間事業者の債務不履行が認められた場合、
サービス対価の減額を行うことができる。

(エ) サービス対価の改定

サービス対価 及びサービス対価 については、事業契約書(案)に示す方法に従い、
物価変動等によるサービス対価の改定を行う。

ただし、サービス対価 は、建設期間中の金利変動及び物価変動に伴うサービス対価
の改定は行わない。

(11) 市の収入

駐車場の使用料は、民間事業者が使用料の徴収事務の委託業務を行い、これを市の収入とする。また、民間事業者が提案により、駐車場における付帯事業を実施する場合、廿日市市行政財産の使用料に関する条例に基づいて算定された額を使用料として市に納付するものとする。

(12) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成21年3月を予定）から平成38年7月までとする。

なお、新水族館の供用開始日は、平成23年8月1日とする。

(13) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も、施設を継続して使用し、事業を行う予定である。

このため、民間事業者は、事業期間終了後も継続して使用可能な施設水準を保つものとする。

(14) 事業スケジュール（予定）

現水族館の閉館	平成20年12月1日
基本協定の締結	平成21年1月下旬
仮契約の締結	平成21年2月下旬
事業契約の締結（本契約）	平成21年3月下旬
許認可の申請及び取得	本契約の締結日～平成21年9月下旬
新水族館の設計・建設	本契約の締結日～平成23年7月下旬
新水族館の所有権移転	平成23年7月下旬
新水族館の維持管理	新水族館の所有権移転日～平成38年7月31日
駐車場の維持管理・運営	平成23年8月1日～平成38年7月31日

(15) 市による事業の実施状況のモニタリング

モニタリングの具体的な方法等については、事業契約書（案）で提示する。

第3 応募に関する条件等

1 応募者等が備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりである。

ア 応募者の定義

応募者とは、本事業を事業期間にわたり確実に遂行するために必要な経営能力、技術的能力、資金調達能力を備えた単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 代表企業の選定

応募グループは、グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から、代表企業1社を定め、参加資格確認申請書の提出時には、代表企業及び構成員が受け持つ業務範囲を明らかにしなければならない。なお、応募企業は自ら代表企業になるものとする。

ウ 協力会社の選定

応募者は、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社（「第4 - 2 - (2)」参照）から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」といい、応募企業又は応募グループ構成員と総称して「応募者等」という。）を選定し、本事業を遂行するにあたっての一部を受託又は請け負わせることができる。この場合、参加資格確認申請書の提出時に協力会社及び協力会社が受け持つ業務範囲を明記すること。

エ 複数業務の禁止

同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と建設業務を兼ねることはできない。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

なお、この他の業務については、この限りでない。

オ 複数応募の禁止

応募企業又は応募グループの構成員、及びこれらのいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者は、他の応募グループの構成員となること及び同一応募者が複数の提案を行うことを禁止する。

カ 応募者等の変更及び追加

応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は、「(4) 参加資格の喪失」に該当

する場合を除き、原則として認めない。

キ 応募の手続き

応募グループで申し込む場合には、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

(2) 応募者等の参加資格要件

応募者等は、次の参加資格要件を参加資格確認申請書提出日に満たしていなければならないこととし、この資格を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

ただし、応募者等の中に「市の競争入札参加資格者名簿に登録があること」との参加資格要件を満たさない者がある場合は、市が、平成20年9月11日(木)から平成20年9月18日(木)の間に予定する競争入札参加資格審査申請受付期間内に申請手続を行うこと及びウに示す各項目のいずれにも該当しない者であることを条件に、その資格要件の確認を猶予するものとする。

なお、その申請手続によって競争入札参加資格者名簿に登録がなされなかった場合は、参加資格要件を満たしていなかったものとして、その応募者は以降の応募手続に参加することはできないものとする。

ア 基本的参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社は、次の参加資格要件を満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ) 廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (ウ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けていないこと。
- (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (カ) 破産法(平成16年法律第75号)第17条若しくは第18条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (キ) 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税並びに廿日市市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- (ク) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社^(注1)でないこと。なお、本事業のアドバイザー業務に関与した者は以下の通りである。

a 中電技術コンサルタント株式会社 広島県広島市南区出汐2丁目3番30号

b 西村あさひ法律事務所 東京都港区赤坂1丁目12番32号

注1：関連会社

(1) アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又

はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(2) アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者
又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(3) 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

(ケ) 本事業の審査委員会の委員本人、委員が属する企業及びその関連会社(注2)でないこと。

注2：関連会社

(1) 委員が属する企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(2) 委員本人、委員が属する企業が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(3) 代表権を有する役員が、委員が属する企業の代表権を有する役員を兼ねている者

イ 各業務に当たる者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設及び運営等の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たしていること。

(ア) 設計業務及び工事監理業務に当たる者

a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を受けた者であること。

b 過去20年間に於いて水族館施設の設計業務実績を有すること。その実績は、新築又は増築において延床面積5,000㎡(観覧プールを含む。)以上のものとする。(ただし、共同企業体の構成員としての設計業務を実績とする場合は、その共同企業体に最大出資していた構成員に限り、本要件の実績を有する者であるとみなす。)

(イ) 建設業務のうち建築工事に当たる者

建築工事一式について、以下に示す要件をすべて満たしていること。

なお、共同企業体として応募するときは、共同企業体として又はその構成員が、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

a 建設業法第15条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受け、提案書類の受付日において、5年以上の期間、特定建設業の許可を有している者であること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。

b 当該年度の廿日市市建設工事指名業者等選定要綱において、建設工事の格付けがAであること。

c 共同企業体による場合は、2者又は3者の組み合わせによるものとし、当該年度の廿日市市建設工事指名業者等選定要綱において、それぞれの建設工事の格付けが「A・A」、「A・A・A」又は「A・A・B」のいずれかであること。

d 共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。

- ・施工の方式は、共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること。
 - ・共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。
 - ・共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとし、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。
 - ・共同企業体を結成した構成員は、他の応募者の構成員（他の応募者の構成員である共同企業体の構成員を含む。）となることはできない。
- e 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で1名以上配置できること。（共同企業体の場合は、代表者に限る。）
- ・一級建築士又は一級建築施工管理技士
 - ・建築一式工事について、監理技術者資格者証の交付を受けている者
- f 共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で1名以上配置できること。
- ・一級建築士又は一級建築施工管理技士
 - ・建築一式工事について、監理技術者資格者証の交付を受けている者
- g 過去20年間に於いて水族館施設の建設業務実績を有すること。その実績は、新築又は増築において延床面積5,000㎡（観覧プールを含む。）以上のものとする。また、共同企業体として建築工事に当たる者は、その構成員の少なくとも1者が、過去20年間に於いて水族館施設の建設業務実績を有すること。（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率20%以上のものに限る。）
- （ウ）建設業務のうち上記（イ）以外の建設工事（建設業法第2条第1項に規定する工事）に当たる者
- a 建設業法第3条第1項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること。
- b 電気工事及び管工事については、当該年度の廿日市市建設工事指名業者等選定要綱において、電気工事及び管工事に係る格付けがAであること。
- c 電気工事及び管工事以外については、市の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- （エ）維持管理・運営業務に当たる者
- a 維持管理業務のうち、「第2-1-(8)-オ-(ア)-c」に当たる者は、現に水族館又は水族館に設置される設備、機器と同等の設備、機器が設置された施設の維持管理をしていること。
- b 維持管理業務のうち、「第2-1-(8)-オ-(ア)-a、b、d~i」、「第2-1-(8)-オ-(イ)-a~d」に当たる者は、市の競争入札参加資格者名簿に登録があること。
- c 維持管理業務のうち、「第2-1-(8)-オ-(ア)-j」に当たる者は、「第3-1-(2)-イ-(ア)(イ)」と同じであること。
- d 駐車場の運営業務に当たる者は、市の競争入札参加資格者名簿に登録があること。

ウ 競争入札参加資格審査申請の手続きができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札参加資格審査申請の手続きを行うことができない。

- (ア) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (イ) 廿日市市契約規則第2条の各号に該当する者。
- (ウ) 入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)を申請するときに法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税並びに廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者(滞納があることについて正当な理由がある者を除く。)
- (エ) 建設工事を希望する者で、建設業法第3条第1項の規定による許可及び経営事項審査(同法第27条の2第1項に規定する経営事項審査をいう。以下「経営事項審査」という。)を受けていない者。ただし、請負代金額が500万円未満(建築一式工事は1,500万円未満)の軽微な工事は除く。
- (オ) 測量・建設コンサルタント等業務を希望する者で、測量業務を申請する者は測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項、建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般を申請する者は建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項、補償関係コンサルタント業務のうち不動産鑑定を申請する者は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による登録を受けていない者。
- (カ) 物品の製造、販売、役務提供等を希望する者で、営業に関し許可・認可等を必要とする場合において、これを受けていない者。
- (キ) 年間平均実績高(完成工事高)がない者。ただし、資格審査を申請するときまでに、希望する工種の(施工)実績がある者を除く。
- (ク) 資格審査の申請において虚偽の申請を行った者。

(3) 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、二次提案書類の提出期限日とする。

(4) 参加資格の喪失

応募者等が、参加資格確認申請書提出日から二次提案書類の提出期限日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合において、「構成員等変更申請書(様式3-2)」を変更後の応募者の参加資格を確認できる書類(「応募グループの構成員・協力会社表(様式2-4)」、「応募グループの構成員・協力会社の概要(様式2-5)」等の関係様式、及び「参加資格確認申請に係る添付書類一覧表(様式2-3-1)」に示す参加資格確認申請に係る添付書類)とともに市に提出し、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合は、当該応募者の参加資格は引き続き有効とする。

なお、優先交渉権者選定後から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても、選定の取り消し又は基本協定書及び事業仮契約の解除をすることがあり

得る。

ア 二次提案書類の提出日までに応募グループの構成員又は協力会社が参加資格を喪失した場合で、当該構成員又は当該協力会社以外の者（以下「残存企業」という。）のみ、若しくは、新たな企業を構成員又は協力会社として加えた上で、応募グループの再編成を行い、二次提案書類の提出日までに、市の承認を得た場合。なお、参加資格を喪失した構成員が当該応募グループの代表企業であった場合は、新たな代表企業を残存企業の中から選出しなければならない。

イ 二次提案書類の提出日から二次提案書類の提出期限日までの間に、応募グループの構成員（代表企業を除く。）又は協力会社が参加資格を喪失した場合で、残存企業のみ、若しくは、参加資格を喪失した構成員又は協力会社と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員又は協力会社として加えた上で、応募グループの再編成を行い、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと市が認めた場合

2 応募に関する留意事項

（１）公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意することとする。

また、応募者は、本募集要項に定めるもののほか、廿日市市契約規則その他関係法令を遵守することとする。

（２）提案書類の書換え等の禁止

応募者又はその代理人は、提出した書類の書換え、引き替え又は撤回をすることができない。

ただし、許認可取得のための関係機関との協議・調整に必要となる一次提案書類については、この限りではない。

（３）談合等の不正な行為に対する対応等

公募に関して談合等の不正な行為があった場合は、公募の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収を行うことがある。

なお、契約締結後に談合等の不正な行為があったと認められたときは、契約を解除することがある。

また、市が必要と認めた時は、公募の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

（４）応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する応募は無効とする。

ア 所定の日時、場所に提出しない応募

- イ 提案書の記載金額その他要件が確認できない応募
- ウ 提案書の記載金額を加除訂正した提案書
- エ 提案書に記名押印がない応募
- オ 1の提案者又はその代理人が同一事項について2以上の提案をしたときの提案
- カ 代理人が2人以上の者の代理をしていた応募
- キ 提案者が同一事項について他の提案者の代理をしたときの双方の応募
- ク 無権代理人がした応募
- ケ 談合その他不正な行為により応募を行ったと認められる者がした応募
- コ 応募に必要な資格のない者がした応募
- サ その他応募に関する条件に違反した応募

(5) 費用の負担

本事業への応募に係る費用は、すべて民間事業者の負担とする。

(6) 提案書類の取扱い

ア 著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合は、優先交渉権者として選定された提案書類の全部又は一部を優先交渉権者の許可を要することなく無償で使用できるものとする。また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の提案書類の一部を許可を要することなく無償で使用できるものとする。

また、廿日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例第7条に規定する不開示情報を除いた範囲を開示することがある。

なお、提出を受けた提案書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(7) 提案金額

応募者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって提案金額とし、この金額を提案書に記載するものとする。

ただし、提案金額がサービス対価の予算額の合計(5,066百万円)を超える提案をした応募者は失格とする。

第4 民間事業者の選定に関する事項

1 民間事業者の選定

(1) 廿日市市新宮島水族館(仮称)PFI事業審査委員会の設置

市は、応募者からの提案を評価するため、技術、金融などの専門家、学識経験者で構成される「廿日市市新宮島水族館(仮称)PFI事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を既に設置している。

審査委員会における審査委員は、次の9名である。

委員長	吉 長 成 恭	(広島国際大学医療福祉学部教授)
委員	森 保 洋 之	(広島工業大学環境学部教授)
委員	川 名 和 美	(広島修道大学商学部教授)
委員	井 上 知 哉	(日本政策投資銀行中国支店企画調査課調査役)
委員	荻 野 洸太郎	(鹿児島市水族館公社いおワールドかごしま水族館館長)
委員	中 村 靖富満	(社団法人宮島観光協会会長)
委員	永 尾 敏 昭	(廿日市市副市長)
委員	中 逸 雄	(廿日市市分権政策部長)
委員	松 田 秀 樹	(廿日市市環境産業部長)

本事業の優先交渉権者選定までの間に、事業者選定に関して、応募者やそれと同一と判断される団体等が、審査委員会の審査委員に面談を求めたり、応募者のPR書類等を提出することなど、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁じる。

(2) 審査に関する基本的な考え方

審査は、資格審査と提案評価で行うものとする。

資格審査では、応募者等が募集要項に記載する参加資格要件を満たしていることを確認する。

提案評価では、提案金額の確認及び提案内容の評価を行うものとする。審査委員会においては、提案金額のみならず、事業方針、設計、建設、維持管理、運営等及び事業の安定性の提案内容を重視し、総合的に評価する。

(3) 評価基準等

提案評価にあたっての評価基準については、優先交渉権者選定基準に示すとおりとする。

なお、配点は、次のとおりである。

評価区分	配点
事業方針等に関する事項	9
設計業務に関する事項	22
建設業務に関する事項	10
維持管理業務に関する事項	9
運營業務等に関する事項	4
事業の安定性に関する事項	6
サービス対価に関する事項	40
合 計	100

(4) 優先交渉権者の選定

市は、審査委員会の審査結果を受けて優先交渉権者を選定する。

(5) 選定結果の通知及び公表

市は、優先交渉権者選定後、その結果を応募者（応募企業又は代表企業）に対して文書で通知するとともに、審査の結果及び評価を市ホームページで公表する。

2 契約手続等

(1) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者選定後速やかに、優先交渉権者及び優先交渉権者の協力会社を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結する。また、協定の締結にあたって、基本協定書（案）の内容は、募集前に確定することができなかった事項を除いて原則変更しない。

(2) 特別目的会社の設立等

応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、市との間で締結する基本協定に基づいて、仮契約締結までに、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める全部株式譲渡制限会社（その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている株式会社をいう。）であり、取締役会、監査役及び会計監査人を設置する株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を廿日市市内に設立するものとする。

なお、応募グループの構成員は、当該SPCに対して出資するものとし、構成員全体的出資比率（議決権割合を基準として算定する。以下同じ。）の合計は、全体の2分の1を超えるものとする。

また、応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとする。

すべての出資者は、事業期間が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 契約の締結

市は、優先交渉権者と交渉し、事業契約書(案)に基づき、優先交渉権者の設立したSPCと契約を締結する。また、契約の締結にあたって、事業契約書(案)の内容は、募集前に確定することができなかつた事項を除いて原則変更しない。

なお、優先交渉権者との協議が調わなかつた場合は、審査委員会の審査順位の高い応募者から順に協議を行うこととする。

(4) 許認可の手続き

市は、SPCとの仮契約締結後に許認可申請を行う。この申請において、SPCの提案の内容について関係機関から指摘があつた場合には、SPCはこれに応じるものとする。

(5) 議会の議決を要する契約

本事業は、PFI法第9条の規定により、廿日市市議会の議決を経て事業契約(本契約)を締結する。事業契約の締結に関する議案については、平成21年3月廿日市市議会定例会に提出する予定である。

3 その他

(1) 契約保証金

民間事業者は、契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の額は、契約金額のうち新水族館の設計及び建設業務に相当する額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の10とし、契約締結前までに納付するものとする。

ただし、契約保証金は、廿日市市契約規則第32条の規定に該当する場合は、免除する。

その他、契約保証金に代わる担保等については、廿日市市契約規則第32条の2を適用する。

(2) 保険

民間事業者(SPCと契約する構成員及び協力企業を含む。)は、以下の保険に加入するものとする。保険の加入条件については、事業契約書(案)で提示する。

また、民間事業者の判断で必要と思われる保険に加入する場合は、「事業の安定性・継続性に関する提案書(様式11-4)」においてその保険の内容を提案するものとする。

ア 建設期間

(ア) 建設工事保険(建設中の物件の保全に関するもの)

(イ) 第三者賠償責任保険

イ 維持管理・運営期間

(ア) 施設賠償責任保険

(イ) 生産物賠償責任保険

(ウ) 第三者賠償責任保険

第5 募集スケジュール

以下に示す日程は、変更する可能性がある。

1 募集等の日程

募集等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

日程（予定）	内容
平成20年6月25日（水）	募集要項等（募集要項、事業契約書（案）、基本協定書（案）、要求水準書、運営計画書、優先交渉権者選定基準、様式集、資料集）の公表
平成20年6月30日（月）	募集要項説明及び現地説明会
平成20年6月26日（木）	募集要項等に関する質問・意見の受付
から7月9日（水）まで	
平成20年7月10日（木）	応募予定者との対話
から8月8日（金）まで	
平成20年7月31日（木）	募集要項等に関する質問回答公表
平成20年8月1日（金）	参加資格確認申請書等の受付
から8月29日（金）まで	
平成20年9月3日（水）	参加資格審査の結果通知
平成20年9月19日（金）	一次提案書類の提出
平成21年1月7日（水）	二次提案書類の提出
平成21年1月23日（金）	優先交渉権者の選定・公表

一次提案書類受付後に行う許認可に関する関係機関との協議・調整の結果、提案書類の修正に時間を要する指摘事項があった場合は、二次提案書類提出以降のスケジュールに変更が生じる場合がある。

2 募集手続等

(1) 募集要項等の公表及び説明会の開催

ア 募集要項等の公表

平成20年6月25日（水）に、市ホームページにより募集要項等を公表する。

イ 説明会の開催

募集要項に関する説明及び現地説明会を次のとおり開催する。説明会への参加希望者は、平成20年6月25日（水）から平成20年6月27日（金）正午までに、「募集要項説明会等申込書（様式1-1）」を電子メールにより提出すること。（件名は「水族館説明会」とすること。）

なお、説明会への参加は1社2名までとし、当日は募集要項等を持参すること。

(ア)開催日時

平成20年6月30日(月)13時30分から

(イ)開催場所

宮島水族館 2階食堂(広島県廿日市市宮島町10-3)

(ウ)提出先

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電子メール m-suizokukan-pfi@city.hatsukaichi.hiroshima.jp

(2)資料の閲覧

現水族館の詳細図面等の資料の閲覧を、次のとおり行う。閲覧を希望する場合は、事前に閲覧場所に連絡すること。

ア 閲覧期間

平成20年6月26日(木)から平成20年7月31日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 閲覧場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-30-9146(直通)

(3)募集要項等に関する質問・意見の受付及び回答

募集要項等に関する質問・意見を次の要領により受け付ける。

ただし、市は、民間事業者等から提出のあった意見に対しては、回答を行わない。

なお、市が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することがある。

ア 募集要項等に関する質問・意見の受付

(ア)受付期間

平成20年6月26日(木)から平成20年7月9日(水)正午まで

(イ)提出方法

質問・意見の内容を「募集要項等に関する質問書(様式1-2)」に記入の上、電子メールにより提出すること。(件名は「水族館質問等」とすること。)

(ウ)提出先

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電子メール m-suizokukan-pfi@city.hatsukaichi.hiroshima.jp

イ 募集要項等に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと市が認めたものを除き、平成20年7月31日(木)までに、市ホームページで公表する。

※市ホームページアドレス <http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>

(4) 応募予定者との対話

市は、新水族館における「基本理念」や「めざす理想的な姿」等の実現はもとより、特に、運営における市の考え方について相互の十分な意思疎通を図ることを目的として、市との対話を希望する、本事業への参加を予定している応募者等(以下「応募予定者」という。)と個別に対面での口頭による対話の場を設ける。

ア 対話の応募単位

対話への参加申請は、応募予定者を単位とする。

なお、対話の参加企業は、参加表明時における構成員及び協力会社を何ら確定するものではない。

イ 対話への参加要件

対話を希望した応募予定者の全ての企業が参加する必要はないが、少なくとも代表企業(予定)及び設計業務に当たる者は必ず参加すること。なお、対話への参加人数は、6名を上限とする。

ウ 対話の参加申請の受付

対話を希望する応募予定者は、次の内容により申請することとする。

なお、対話への申請者には、開催通知と併せて、対話時における留意事項について電子メールにより通知する予定である。

(ア) 受付期間

第1回目 平成20年6月30日(月)から平成20年7月4日(金)正午まで

第2回目 平成20年7月23日(水)から平成20年7月29日(火)正午まで

(イ) 申請方法

市との対話を希望する応募予定者は、「対話参加申請書(様式1-3)」に記入の上、電子メールにより提出すること。(件名は「対話参加申請」とすること。)

なお、参加申請と併せて、対話で自らが取り上げたい内容を「対話内容概要書(様式1-4)」に記入し、電子メールにより提出すること。

(ウ) 提出先

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電子メール m-suizokukan-pfi@city.hatsukaichi.hiroshima.jp

エ 開催要領

(ア) 開催日時

対話参加申請書受付後、速やかに代表企業（予定）に、以下に予定する期間及び時間内で、市が開催日時を設定し、電子メールにより通知する。

なお、対話は、ひとつの期間内で1回を限度とし、時間は2時間以内とする。

第1回目 平成20年7月10日（木）から平成20年7月18日（金）

第2回目 平成20年8月4日（月）から平成20年8月8日（金）

いずれも、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で開催する。

(イ) 対話内容の公表

公平性・透明性を保つため、各回の対話後、廿日市市情報公開条例に規定する不開示情報を除いて、その内容を市ホームページで公表する。

(ウ) 対話への資料の持ち込み

対話への資料の持ち込みは、原則禁止とする。

(5) 参加資格の確認手続

ア 参加資格表明書等の提出

本事業への応募を希望する者は、次により「参加表明書（様式2-1）」、「参加資格確認申請書（様式2-2）」及びその他資格確認に必要な書類（以下「資格確認書類」という。）を提出するものとする。

(ア) 提出期間

平成20年8月1日（金）から平成20年8月29日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（郵送による場合は提出期間内必着）

(イ) 提出場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829 - 30 - 9146（直通）

(ウ) 提出方法

資格確認書類は、持参又は郵送するものとする。なお、郵送による場合は、表に「新宮島水族館資格確認書類在中」と朱書き書留で郵送するものとする。

イ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、確認申請を行った者（応募企業又は応募グループの代表企業）に対して、書面により平成20年9月3日（水）までに発送する。通知に使用する返信用封筒（定形）は、切手80円分を貼付した上、資格確認書類とともに提出するものとする。

ただし、市の競争入札参加資格者名簿への登録を、市が、平成20年9月11日（木）から平成20年9月18日（木）の間に予定する「競争入札参加資格審査申請」の際に行うことを予定している者が応募者等の中にいる者には、参加資格審査結果の（仮）通知を行うこととし、「競争入札参加資格審査申請」の申請手続きに伴う審査結果を受けて、改めて参加資

格審査結果を通知する。この場合は、通知に使用する返信用封筒（定形）は、切手80円分を貼付した上、資格確認書類とともに2通提出するものとする。

ウ 参加資格なしとされた場合の扱い

参加資格の審査により、参加資格がないとされた者は、以後の応募手続を行うことができない。なお、資格がないとされた理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

（ア）提出期間

平成20年9月4日（木）から平成20年9月10日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（郵送による場合は提出期間内必着）

（イ）提出場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
電話 0829 - 30 - 9146（直通）

（ウ）提出方法

説明要求の書面（様式自由）を持参又は郵送するものとする。

（エ）回答

市は、説明要求に対して、平成20年9月16日（火）までに書面により回答する。

（6）応募の辞退

参加資格確認通知を送付された応募者は、応募を辞退することを決定した場合、速やかに「応募辞退届（様式3-1）」を提出するものとする。

ア 提出場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
電話 0829 - 30 - 9146（直通）

イ 提出方法

持参又は郵送するものとする。なお、郵送による場合は、表に「新宮島水族館応募辞退届在中」と朱書し、書留で郵送するものとする。

（7）応募グループの構成員等の変更

応募グループが、参加資格確認申請書等の提出以降に構成員等を変更しようとする場合は、「構成員等変更申請書（様式3-2）」を変更後の応募者の参加資格を確認できる書類（「応募グループの構成員・協力会社表（様式2-4）」、「応募グループの構成員・協力会社の概要（様式2-5）」等の関係様式、及び「参加資格確認申請に係る添付書類一覧表（様式2-3

- 1)」に示す参加資格確認申請に係る添付書類)とともに、次のとおり提出するものとする。

ア 提出期間

平成20年9月4日(木)から平成21年1月7日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号
電話 0829 - 30 - 9146 (直通)

ウ 提出方法

必要書類は、持参するものとする。

(8) 応募手続

参加資格を有する応募者を対象として、次により提案書類の受付を実施する。

ア 一次提案書類

一次提案書類は、新水族館を整備するにあたり、文化財保護法に基づく「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画」を遵守し、特別史跡及び特別名勝厳島の景観を阻害しない外観形態を形成する必要があるため、また、自然公園法に基づく公園事業として実施するものであることから、「運営計画書」に掲げる事項を提案に盛り込む必要があるため、許認可関係機関との協議・調整に必要となる書類として提出すること。

一次提案書類による許認可関係機関との協議・調整は、平成20年9月下旬から10月下旬に行う予定であるが、この協議・調整において提案内容に対する許認可関係機関からの指摘事項があった場合には、応募者ごとに、対面による口頭での対話により、平成20年11月中旬までに通知する予定である。

応募者は、この指摘事項を踏まえて二次提案書類を作成すること。なお、許認可関係機関との協議・調整は、複数回に及ぶことがある。

提案書類は、「第6 - 3 - (1)、(2)」に示す内容について、「第7」に示す要領に基づいて作成すること。

(ア) 提出期間

平成20年9月4日(木)から平成20年9月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(郵送による場合は提出期間内必着)

(イ) 提出場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829 - 30 - 9146 (直通)

(ウ) 提出方法

一次提案書類は、持参又は郵送するものとする。なお、郵送による場合は、表に「新宮島水族館提案書類在中」と朱書し、書留で郵送するものとする。

イ 提案書等及び二次提案書類

提案書等及び二次提案書類は、「第6 - 3 - (3) ~ (5)」に示す内容について、「第7」に示す要領に基づいて作成すること。

(ア) 提出期間

平成20年11月14日(金)から平成21年1月7日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(郵送による場合は提出期間内必着)

(イ) 提出場所

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829 - 30 - 9146 (直通)

(ウ) 提出方法

提案書等及び二次提案書類は、持参又は郵送するものとする。なお、郵送による場合は、提案書は封筒に入れ密封し、その他の提出書類を同封の上、表に「新宮島水族館提案書類在中」と朱書し、書留で郵送するものとする。

(9) 提案金額の確認

市は、応募者の提案書等及び二次提案書類を受領後、速やかに応募者の提案金額について確認する。

ただし、「第3 - 2 - (7)」に示す条件を満足していない提案金額を提案した応募者は、失格とする。

(10) 提案内容に関するヒアリング

提案評価にあたって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、応募者に対してヒアリングを実施することがある。

(11) 提案内容に関するプレゼンテーション

応募者は、審査委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを行うものとする。日時及び場所等の詳細は、追って個別に案内する。

(12) 優先交渉権者の選定、選定結果の通知及び公表

「第4 - 1 - (4) (5)」に示すとおりである。

第6 提出書類

本事業の募集に応募する場合には、次の書類を提出するものとする。このうち、印の付いた書類は必要に応じて、その他の書類等は必ず提出するものとする。

1 参加資格確認申請時の提出書類（正1部、副1部）

- 様式2-1 参加表明書
- 様式2-2 参加資格確認申請書
- 様式2-3-1 参加資格確認申請に係る添付書類一覧表
- 様式2-3-2 参加資格取得誓約書
- 様式2-3-3 参加資格者名簿登録完了届出書
- 様式2-4 応募グループの構成員・協力会社表
- 様式2-5 応募グループの構成員・協力会社の概要
- 様式2-6 設計業務実績表
- 様式2-7 建設業務（建築工事）実績表
- 様式2-8 監理（主任）技術者の資格・工事経験
- 様式2-9 維持管理業務実績表
- 様式2-10 委任状（応募グループの構成員・協力会社 代表企業）
- 様式2-11-1 委任状（代表企業用）
- 様式2-11-2 委任状（支店等応募企業用）
- 様式2-12 共同企業体の代表者・構成員表

2 応募辞退・構成員等変更時の提出書類（1部）

- 様式3-1 応募辞退届
- 様式3-2 構成員等変更申請書

3 提案書類

（1）一次提案用提案書（45部）

（許認可関係機関との協議・調整に関する提案書）

- 様式4-1 許認可関係機関との協議・調整に関する提案書（表紙）
- 様式4-2 設計概要説明書
- 様式4-3 設計概要説明書（文化財保護法関係）
- 様式4-4 設計概要説明書（自然公園法関係）
- 様式4-5 図面様式

（2）一次提案用図面（45部）

- ア 配置図
- イ 各階平面図
- ウ 立面図（仕上げ色による着色）

工 断面図

オ 写真（整備前・整備後が分かるもの）

（ 3 ）提案書等（ 1 部）

- 様式 5 - 1 提案書類提出届
- 様式 5 - 2 - 1 提案書
- 様式 5 - 2 - 2 提案金額内訳書
- 様式 5 - 3 提案書類一覧表
- 様式 5 - 4 要求水準書に関する確認書
- 様式 5 - 5 基礎審査（定量的評価）における要求水準等確認項目

（ 4 ）二次提案用提案書（ 2 0 部）

（事業方針等に関する提案書）

- 様式 6 - 1 事業方針等に関する提案書（表紙）
- 様式 6 - 2 事業方針
- 様式 6 - 3 事業実施体制
- 様式 6 - 4 設計業務・建設業務等実施体制
- 様式 6 - 5 維持管理業務実施体制
- 様式 6 - 6 運営業務等（駐車場）実施体制
- 様式 6 - 7 事業スケジュール計画書

（新水族館の設計業務に関する提案書）

- 様式 7 - 1 新水族館の設計業務に関する提案書（表紙）
- 様式 7 - 2 設計の概要
- 様式 7 - 3 施設面積表
- 様式 7 - 4 外部仕上表
- 様式 7 - 5 内部仕上表
- 様式 7 - 6 建築設備計画書
- 様式 7 - 7 - 1 飼育・展示設備計画書（概要）
- 様式 7 - 7 - 2 飼育・展示設備計画書（詳細）
- 様式 7 - 8 植栽・外構等計画書
- 様式 7 - 9 備品調達計画書
- 様式 7 - 1 0 ゾーニング計画に関する提案書
- 様式 7 - 1 1 諸室の配置計画及び各室計画に関する提案書
- 様式 7 - 1 2 フレキシビリティ等の確保に関する提案書
- 様式 7 - 1 3 地域性への配慮に関する提案書
- 様式 7 - 1 4 飼育・展示施設計画に関する提案書
- 様式 7 - 1 5 環境への負荷軽減に関する提案書
- 様式 7 - 1 6 ライフサイクルコストの低減に関する提案書
- 様式 7 - 1 7 耐久性、耐震性、防災性、防犯性への配慮に関する提案書

(新水族館の建設業務に関する提案書)

様式 8 - 1 新水族館の建設業務に関する提案書(表紙)

様式 8 - 2 建設業務全体の確実な実施体制及びスケジュール管理等に関する提案書

様式 8 - 3 環境保全等に配慮した施工計画に関する提案書

(新水族館及び駐車場の維持管理業務に関する提案書)

様式 9 - 1 新水族館及び駐車場の維持管理業務に関する提案書(表紙)

様式 9 - 2 建築物等維持管理業務計画書

様式 9 - 3 建築設備維持管理業務計画書

様式 9 - 4 飼育・展示設備の監視及び保守管理業務計画書

様式 9 - 5 備品の保守管理業務計画書

様式 9 - 6 植栽・外構等維持管理業務計画書

様式 9 - 7 環境衛生管理・警備・清掃業務計画書

様式 9 - 8 施設内工作物の保守管理業務計画書

様式 9 - 9 - 1 施設の大規模改修に関する業務提案書(計画)

様式 9 - 9 - 2 施設の大規模改修に関する業務提案書(費用・スケジュール)

様式 9 - 10 駐車場維持管理業務計画書

(駐車場の運營業務等に関する提案書)

様式 10 - 1 駐車場の運營業務等に関する提案書(表紙)

様式 10 - 2 駐車場運営等業務計画書

(事業の安定性に関する提案書)

様式 11 - 1 事業の安定性に関する提案書(表紙)

様式 11 - 2 資金調達に関する計画書

様式 11 - 3 事業収支計画書及びキャッシュフロー計算書

様式 11 - 4 事業の安定性・継続性に関する計画書

様式 11 - 5 新水族館整備等費見積書

様式 11 - 6 新水族館維持管理等費見積書

様式 11 - 7 駐車場維持管理・運営費見積書

(5) 二次提案用図面(20部)

ア 配置図

イ 各階平面図

ウ 立面図(仕上げ色による着色)

エ 断面図

オ 鳥瞰図・内観図

カ 求積図

キ 写真(整備前・整備後が分かるもの)

第7 提出書類作成要領

1 一般的事項

(1) 使用言語等

本事業において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述するものとし、「様式6から様式11」までの作成に使用する文字の大きさは原則として11ポイント以上とする。

(2) 会社名等が分かる表記の禁止（一部）

提案書類のうち「様式4」、「様式6から様式11」まで及び図面については、ロゴマークの使用も含めて、応募者名（構成員名、協力会社名等を含む。）が分かる記述を禁止する。

(3) 提案書類のCD-Rによる提出について

提案書類については、文書による提出に加えて、Microsoft Word(Windows版)又はMicrosoft Excel(Windows版)により作成し、いずれも「97-2003」と完全に互換性のある形式で記録保存したCD-Rを併せて提出するものとする。また、図面については、PDFファイルにより提出するものとする。

なお、Microsoft Excel(Windows版)により作成した様式等の資料は、計算式及びリンクなどの設定を残した状態のものを提出するものとする。

(4) 提出書類の印刷・製本について

製本する場合は、以下の各書類の作成要領を参照し、ファイル又は紐綴じとし、ステープラー留め、糊付、製本テープは使用しない。

2 資格確認書類

A4判縦長とし、製本する場合はファイル綴じとする。

3 一次提案用提案書

- ・「第6-3-(1)」に示す提案書所定の表紙を付け、ファイル綴じとする。
- ・合紙やインデックス等は使用せず、所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしない。また、所定の表紙には図やイラスト等を挿入しない。

4 一次提案用図面

- ・A4判に片袖折りにして、一次提案用提案書と併せて綴じるものとする。
- ・各図面は、「図面様式(様式4-5)」を参考に作成するものとし、各図面の右下に「事業名」、「図面名」、「図面番号」、「縮尺」を記載するものとする。

(1) 配置図

- ・縮尺 1 / 500、A 3 判 1 枚
- ・水族館本館、観覧プール等の敷地について、前面道路を含めて作成するものとする。
- ・配置する各施設の機能と敷地周辺との関係が分かるように作成するものとする。

(2) 各階平面図

- ・縮尺 1 / 300、A 3 判 2 ~ 3 枚
- ・各階ごとに作成するものとする。棟が分かれる場合であっても、各棟間の関係が分かりやすいように記載するものとする。

(3) 立面図 (仕上げ色による着色)

- ・縮尺 1 / 300、A 3 判 1 ~ 2 枚
- ・各施設の外観四面が理解できるものとする。棟が分かれる場合であっても、各棟間の関係が分かりやすいように記載するものとする。
- ・建物の外観の色合いを再現して着色するものとする。

(4) 断面図

- ・縮尺 1 / 100、A 3 判 1 ~ 2 枚
- ・施設の最高高さ及び屋根勾配が理解できるものを 1 面作成するものとする。なお、棟が分かれる場合は、各棟ごとに 1 面作成する。

(5) 写真 (整備前・整備後が分かるもの)

- ・資料作成に必要な現況写真は、本事業に参加を希望する者のみに別途配布するものとし、整備後の写真の作成方法については、現況写真配布時に指示するものとする。

5 提案書等

応募者は、提案書等を作成し記名押印の上、封筒に入れ提出するものとする。ただし、「提案書 (様式 5 - 2 - 1) 」及び「提案金額内訳書 (様式 5 - 2 - 2) 」は、封筒に入れ密封 (封印の上、表面に「廿日市市新宮島水族館 (仮称) 整備事業提案書在中」と明記し、裏面に応募企業又は応募グループの代表企業の住所氏名を記載) して提出するものとする。

6 二次提案用提案書

- ・A 4 判縦長 (一部 A 3 判横長) とする。なお、A 3 判横長の提案書については、A 4 判に片袖折りにして綴じるものとする。
- ・「第 6 - 3 - (4) 」に示す様式順に提案書所定の表紙を付け、左側 2 箇所パンチ穴を開けて、ファイル又は紐綴じとする。
- ・合紙やインデックス等は使用せず、所定の表紙以外に厚表紙やビニール等の添付はしない。また、所定の表紙には図やイラスト等を挿入しない。
- ・提案書には、各ページの下中央に通しのページ番号をふるものとする。

7 二次提案用図面

- ・(1)~(4)の図面は一次提案用図面に指摘事項による修正を加えて提出するものとする。
- ・各図面は、「図面様式(様式4-5)」を参考に作成するものとし、各図面の右下に「事業名」、「図面名」、「図面番号」、「縮尺」を記載するものとする。
- ・左側2箇所パンチ穴を開けて、A3判にファイル又は紐綴じにするものとする。なお、A2判の図面については、A3判に織り込んで綴じるものとする。

(1) 配置図

- ・縮尺1/500、A3判1枚
- ・水族館本館、観覧プール等の敷地について、前面道路を含めて作成するものとする。
- ・配置する各施設の機能と敷地周辺との関係が分かるように作成するものとする。

(2) 各階平面図

- ・縮尺1/300、A3判2~3枚
- ・各階ごとに作成するものとする。棟が分かれる場合であっても、各棟間の関係が分かりやすいように記載するものとする。

(3) 立面図(仕上げ色による着色)

- ・縮尺1/300、A3判1~2枚
- ・各施設の外観四面が理解できるものとする。棟が分かれる場合であっても、各棟間の関係が分かりやすいように記載するものとする。
- ・建物の外観の色合いを再現して着色するものとする。

(4) 断面図

- ・縮尺1/100、A3判1~2枚
一次提案用図面と同じ断面のものを作成するものとする。
- ・縮尺1/200、A2判1枚
長辺方向断面図・短辺方向断面図をそれぞれ1面作成するものとする。

(5) 鳥瞰図・内観図

- ・A3判各1枚、着色
- ・周辺敷地も含めた水族館全体の鳥瞰図を作成するものとする。
- ・水族館の飼育・展示施設の中で最もアピールしたい内観図を作成するものとする。

(6) 求積図

- ・縮尺自由、A3判、枚数自由
- ・面積の算出根拠が明らかになるように作成するものとする。

(7) 写真(整備前・整備後が分かるもの)

- ・資料作成に必要な現況写真は、本事業に参加を希望する者のみに別途配布するものとし、整備後の写真の作成方法については現況写真配布時に指示するものとする。

第8 その他の事項

1 法制上等の措置等に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置並びに財政上及び金融上の支援措置は見込んでいない。

なお、市は、事業を実施するにあたって必要となる自然公園法、文化財保護法、都市計画法（風致地区）に基づく許認可に関して、関係機関との協議・調整、取得についての事務を行う。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と民間事業者で協議し、その対応策について検討する。

2 募集等の実施に関する問い合わせ先

募集等の実施に関する問い合わせ先は、次のとおりである。

廿日市市環境産業部水族館整備担当

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829 - 30 - 9146（直通）

電子メール m-suizokukan-pfi@city.hatsukaichi.hiroshima.jp

また、募集要項に定めることのほか、募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、市ホームページで公表する。

※市ホームページアドレス <http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>